

業務委託設計書

施行年度	令和3(2021)~ 令和7(2025)年度	契約番号	伊賀市		
		2021000752			
業務委託名	消防用設備等点検業務委託(阿山・伊賀地区)			設計番号	
履行場所	伊賀市 馬場 他 地内			設計・積算年月日	
				令和3年6月29日	
業種	保守点検業務—消防用設備点検			積算者	検算者
設計金額	円 内消費税相当額		円		
履行期間	契約締結日から令和8年3月31日まで				
業務の大要				委託の執行理由	
<p>伊賀市阿山および伊賀地内の防火対象物(一般会計分)に設置されている消防用設備点検(機器点検及び総合点検)、防火対象物点検を一括して行う業務(対象 18施設、うち3施設が防火対象物点検対象)</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none">消防用設備点検 機器点検 一式(1回/年) 夏季、総合点検(機器点検含む) 一式(1回/年) 冬季 ただし、非常電源(自家発電用設備)における点検は、無負荷運転の範囲とし「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)別表第24第2項(6)に規定する運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じ、当該保全策を講じていることを示す書類を添付することとする。防火対象物点検 一式(1回/年) 機器点検もしくは総合点検と同時点検点検報告書作成 一式(正副2部およびPDFデータの作成および提出)点検結果不具合箇所一覧表作成 一式(電子データでの提出) <p>【点検対象】</p> <p>①消防用設備点検</p> <ul style="list-style-type: none">対象施設 仕様書別紙 消防用設備点検 対象物件一覧表のとおり対象設備 仕様書別紙 消防用設備点検 対象物件設置消防用設備一覧表のとおり <p>②防火対象物点検</p> <ul style="list-style-type: none">対象施設 仕様書別紙 防火対象物点検対象一覧表のとおり対象項目 仕様書別紙 防火対象物点検対象項目一覧表のとおり				<p>市内公共施設のうち防火対象物については消防法第17条3の3にて消防用設備の定期的な点検の実施と、その結果の消防署長への報告が義務付けられています。また一定条件以上の特定防火対象物等については有資格者(防火対象物点検資格者)による防火対象物点検の実施が消防法で義務付けられています。</p> <p>前年度まで各施設管理課において執行していた上記法定点検業務について仕様の統一化及び事務手続きの集約・省力化を図るためこの度各施設を一括複数年契約で執行するものです。</p>	

設 計 内 訳 書

費用	工種	種別	細別	単位	数 量	単 位	金 額	摘 要
業務委託費								
業務価格				式	1			第 0001 号 代価表
消費税及び地方消費税相当額				式	1			
業務委託費計				式	1			

名 称	規 格	単 位	数 量	単 位	金 額	摘 要
阿山保健福祉センター		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
阿山保健福祉センター		年				
防火対象物点検			5			
鞆田地区市民センター		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
丸柱地区市民センター		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
玉滝地区市民センター		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
阿山ふるさとの森公園		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
阿山ふるさと資料保管庫		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
市営河合団地 A棟		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
市営河合団地 B棟		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
伊賀支所		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
いがまち保健福祉センター		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
柘植地区市民センター		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
壬生野地区市民センター		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			
いがまち複合施設（旧ふるさと会館いが）		年				
消防用設備点検（機器、総合一式）			5			

名 称	規 格	単 位	数 量	単 位	金 額	摘 要
いがまち複合施設 (旧ふるさと会館いが)		年				
防火対象物点検			5			
いがまち公民館		年				一括発注対象： 令和3年度のみ
消防用設備点検 (機器、総合一式)			1			
いがまち公民館		年				一括発注対象： 令和3年度のみ
防火対象物点検			1			
柘植老人憩いの家		年				
消防用設備点検 (機器、総合一式)			5			
いがまち人権センター (隣保館・児童館)		年				
消防用設備点検 (機器、総合一式)			5			
まえばわ青少年活動センター		年				
消防用設備点検 (機器、総合一式)			5			
柘植資料保管庫 (旧柘植公民館)		年				
消防用設備点検 (機器、総合一式)			5			
業務価格計						

消防用設備等点検業務委託共通仕様書

1. 目的

本仕様書は、伊賀市（以下「甲」という。）が、発注する消防用設備等点検業務委託に係る委託契約書および設計図書の内容について統一的な解釈および運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るため定めるものとする。

2. 法の遵守

甲及び受託者（以下「乙」という。）は、本業務の遂行にあたって関係法令を遵守するものとする。

3. 業務の内容

乙は、甲の指定した防火対象物（以下「対象物件」という。）の消防用設備等について消防法等関係法令および告示等の定めるところにより点検業務を実施する。なお、業務に実施にあたっては、以下の資格を有する技術員を派遣または資格を有する技術員の監督のもと、安全対策を講じた上で次のとおり点検業務を履行することとする。

1) 点検対象施設および点検対象設備等

①消防用設備点検

- ・点検対象施設 別紙 消防用設備点検 対象物件一覧表のとおり
- ・点検対象設備 別紙 消防用設備点検 対象物件設置消防用設備一覧表のとおり

ただし、非常電源（自家発電用設備）における点検は、無負荷運転の範囲とし「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）別表第24第2項（6）に規定する運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じ、当該保全策を講じていることを示す書類を添付することとする。

②防火対象物点検

- ・点検対象施設 別紙 防火対象物点検対象一覧表のとおり
- ・点検対象項目 別紙 防火対象物点検対象項目一覧表のとおり

2) 技術要件等

①消防用設備点検

消防設備士（甲種または乙種）または消防設備点検資格者（第1種および第2種）。

②防火対象物点検

防火対象物点検資格者免状の交付を受けている者。

3) 点検回数および実施時期

点検回数および実施時期については以下のとおりとする。作業の実施に際して、乙は甲並びに対象物件の管理規則を遵守するとともに、事前にその対象物件および設備を管理する管理者と協議し日程調整を行うこととする。

①消防用設備点検

機器点検 一式（1回/年）夏季、総合点検 一式（1回/年）冬季

②防火対象物点検

一式（1回/年）、実施時期については①の機器点検もしくは総合点検と同時期とする。

4) 点検結果の報告

乙は点検の実施ごとに、各対象物件の点検実施日および点検委託料を一覧にし、業務完了報告書を伊賀市管財課へ提出するものとする。

また、以下の成果物を統一の様式を用いて点検の実施および対象物件ごとに作成し、提出するものとする。

①点検報告書（正副2部およびPDFによる電子データ）

- ・正副2部については製本の上、対象物件の防火管理者に提出する。
- ・PDFデータについては「実施年度 対象物件名 点検区分（機器、総合または防火）.pdf」でファイルを作成し、取りまとめてメディア（CD-ROMもしくはDVD-ROM）にて伊賀市管財課に提出する。

②点検結果不具合箇所一覧表 一式（電子データ提出）

- ・不具合のあった箇所全てについて不具合の内容および改善方法が分かるようにし、写真、位置図を添付のうえ、取りまとめてメディア（CD-ROMもしくはDVD-ROM）にて伊賀市管財課に提出する。

5) 改修・修理及び部品交換等

乙は本点検の結果、機能の不備を認めた場合、又は法令の基準に不適合の場合は対象物件の防火管理者に報告し、承認を得た後、改修・修理及び部品交換等を行う。

なお、工事を伴わない小修理については本委託契約の範囲内とする。

6) 費用の負担

点検に要する費用は乙の負担とする。但し次に掲げる費用は甲の負担とする。

- (1) 改修・修理及び部品交換の作業を実施した時。但し、乙の責に帰すべき事由の場合は除く。
- (2) 甲の都合により設備の改修を行う時。
- (3) 乙が緊急処置を実施した時。
- (4) その他、精密検査又は薬剤等の放出など特別の検査を実施した時。

7) 緊急処置

甲および対象物件の防火管理者は管理する設備を正常な状態に管理するとともに、万一火災その他の事由により消防用設備等の作動、異常等事故を発見した場合は、直ちに乙に通知し、乙は保守業務担当者等を当該消防用設備等の設置場所まで遅滞なく派遣し処置を講ずるものとする。

なお、遅滞なくとは1時間以内とする。また、甲および対象物件の防火管理者は点検対象物を増築、改造、改築等により消防用設備等に変更が生じる場合は、事前に乙に報告するものとする。

4. 委託料の支払

委託料は「3. 業務の内容 1) 点検対象施設および点検対象設備等」にある全ての対象物件の消防用設備点検等の終了後に支払うものとし、支払回数は年2回以内とする。

5. その他

1) 留意事項

業務の実施に際して、機械警備が導入されている対象物件については、点検前後に機械警備会社と連絡を取るとともに、機械警備会社側に正しく信号が送られていることを確認する。

2) 再委託の禁止

乙は、業務の全部を一括して、又は委託者が本仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3) 質疑等

本仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙両者協議のうえ定めるものとする。また、本仕様書に定めのない事項について必要がある場合には、甲、乙両者協議のうえ定めるものとする。

消防設備等点検業務仕様書 別紙 消防設備点検 対象物件一覧表

平面図…施設内の部屋の配置等、床面積等が分かるもの
 設備配備図…消防用設備の配置等が確認できるもの

施設 番号	所在地	名称	所管課	連絡先	設備配置図等照会状況		備考
					平面図	設備配備図	
1	伊賀市馬場1128-1	阿山保健福祉センター	阿山支所住民福祉課	43-0333	○	△(※)	※阿山支所で閲覧可能
2	伊賀市中友田2037	菟田地区市民センター	阿山支所振興課	43-1543	○	○	
3	伊賀市丸柱831-1	丸柱地区市民センター	阿山支所振興課	43-1543	○	×	見学可(事前調整 要)
4	伊賀市玉滝3434-1	玉滝地区市民センター	阿山支所振興課	43-1543	×	×	見学可(事前調整 要)
5	伊賀市川合3376-12	阿山ふるさとの森公園	阿山支所振興課	43-1543	○	○	
6	伊賀市川合3376-12	阿山ふるさと資料保管庫	文化財課	22-9678	○	×	見学可(事前調整 要)
7	伊賀市田中48-2	市宮河合団地 A棟	住宅課	22-9737	○	×	
8	伊賀市田中1	市宮河合団地 B棟	住宅課	22-9737	○	×	
9	伊賀市下柘植728	伊賀支所	伊賀支所振興課	45-9111	○	○	見学可(事前調整 要)
10	伊賀市愛田513	いがまち保健福祉センター	伊賀支所住民福祉課	45-9105	○	○	見学可(事前調整 要)
11	伊賀市柘植町10647	柘植地区市民センター	伊賀支所振興課	45-9111	○	○	見学可(事前調整 要)
12	伊賀市川東4539-4	壬生野地区市民センター	伊賀支所振興課	45-9111	○	○	見学可(事前調整 要)
13	伊賀市下柘植6243	いがまち複合施設(旧ふるさと会館いが)	伊賀支所振興課	45-9111	○	○	見学可(事前調整 要)
14	伊賀市下柘植702	いがまち公民館	いがまち公民館	45-9122	○	×	
15	伊賀市柘植町8687-1	柘植老人憩いの家	いがまち人権センター	45-4482	○	×	
16	伊賀市柘植町8898	いがまち人権センター(隣保館・児童館)	いがまち人権センター	45-4482	○	×	
17	伊賀市柘植町8898	まえがわ青少年活動センター	まえがわ教育集会所	45-2027	○	×	見学可(事前調整 要)
18	伊賀市柘植町1796	柘植資料保管庫(旧柘植公民館)	文化財課	22-9678	○	×	見学可(事前調整 要)

消防用設備等点検業務仕様書 別紙 消防用設備点検 対象物件一覧表

施設 番号	名称	用途 (消防法施行令別表第一)	構造・規模		消防点検（消防用設備等の種類）										防火 設備 点検	備考
			延べ面積（㎡）	自火報	非常 警報	消火栓 (屋内)	消火栓 (屋外)	避難 器具	誘導灯 ・標識	消火 器具	火災通報 設 備	防排煙 設備	非常電源			
1	阿山保健福祉センター	(16) 項イ	RC造、地上2階	2919.24	○	○	○			○	○	○	○	自家発電 蓄電池	対象	
2	鞆田地区市民センター	(1) 項口	地上1階	370.00	○					○	○					
3	丸柱地区市民センター	(1) 項口	地上1階	330.00	○					○	○					
4	玉滝地区市民センター	(1) 項口	地上1階	380.48	○					○	○	○				
5	阿山ふるさと森公園	(1) 項口		648.52	○					○	○					
6	阿山ふるさと資料保管庫	(14) 項	地上1階								○					
7	市営河合団地 A棟	(5) 項口	RC造、地上2階	611.80	○						○					
8	市営河合団地 B棟	(5) 項口	RC造、地上2階	754.01	○						○					
9	伊賀支所	(15) 項	地上2階		○					○	○					
10	いがまち保健福祉センター	(6) 項ハ	地上2階	3246.51	○	○	○			○	○	○	○	自家発電 蓄電池		
11	柘植地区市民センター	(1) 項口	地上1階	380.00	○					○	○					
12	壬生野地区市民センター	(1) 項口	地上1階	407.00	○					○	○					
13	いがまち複合施設 (旧ふるさと会館いが)	(16) 項(イ) ((1) 項イ、 (1) 項口)	RC、SRC、S造 地上3階、地下1階	3058.64	○	○	○			○	○		○	自家発電 蓄電池	対象	
14	いがまち公民館	(1) 項口	地上1階	688.00	○					○	○					対象
15	柘植老人憩いの家	(6) 項	地上1階	554.94	○					○	○					
16	いがまち人権センター（隣保館・児童館）	(16) 項イ	地上2階		○	○				○	○					
17	まえがわ青少年活動センター	(1) 項口	地上3階	434.39	○				○	○	○					
18	柘植資料保管庫（旧柘植公民館）	(1) 項口	地上2階		○					○	○					

別紙 防火対象物点検対象一覧表

対象施設	阿山保健福祉センター			
所在地	伊賀市馬場1128-1			
用途	令別表第一	(16) 項イ	事務所・子育て支援センター	
構造	RC造	地上2階		
規模	床面積 (㎡)	1840.29	延べ面積 (㎡)	2919.24
物防の火概対象		用途	床面積 (㎡)	点検する部分の床面積 (㎡)
	1 階	役場・市民センター・ホール	1840.29	1840.29
	2 階	教室・子育て支援センター	1078.95	1078.95
	合計	—	2919.24	2919.24
備考	排煙設備	排煙口	255 起動装置	71

対象施設	いがまち複合施設 (旧ふるさと会館いが)			
所在地	伊賀市下柘植6243			
用途	令別表第一	(1) 項ロ	会館	
構造	RC、SRC、S造	地上3階	地下1階	
規模	床面積 (㎡)	2936.15	延べ面積 (㎡)	3058.43
物防の火概対象		用途	床面積 (㎡)	点検する部分の床面積 (㎡)
	B1 階	空調機械室	216.37	216.37
	1 階	ホール、会議室、事務室等	2753.57	2753.57
	2 階	映写室、フロントルーム	73.18	73.18
	3 階	ピンホール	15.52	15.52
	合計	—	3058.64	3058.64

対象施設	いがまち公民館			
所在地	伊賀市下柘植702			
用途	令別表第一	(1) 項ロ	公民館	
構造	RC造	地上1階		
規模	床面積 (㎡)	688.00	延べ面積 (㎡)	688.00
物防の火概対象		用途	床面積 (㎡)	点検する部分の床面積 (㎡)
	1 階	公民館	688.00	688.00
	合計	—	688.00	688.00

別紙 防火対象物点検対象項目一覧表

地域		阿山・伊賀	阿山・伊賀	阿山・伊賀		
名称		阿山保健 福祉センター	いがまち複合施設 (旧ふるさと 会館いが)	いがまち公民館		
届出	防火管理者	○	○	○		
	消防計画	○	○	○		
	自衛消防組織	-	-	-		
消防計画	自衛消防の組織		○	○	○	
	火災予防上の自主検査		○	○	○	
	消防用設備等の点検及び整備		○	○	○	
	避難施設の維持管理及びその案内		○	○	○	
	防火上の構造の維持管理		○	○	○	
	収容人数の適正化		○	652人	250人	
	防火上必要な教育		○	○	○	
	消火、通報及び避難訓練		○	○	○	
	消火活動、通報連絡及び避難誘導		○	○	○	
	消防機関との連絡		○	○	○	
	工事中の火気使用又は取り扱いの監督		○	○	○	
	防火管理に関し必要な事項		○	○	○	
	自衛 消防組織	活動要領		-	-	-
		要員の教育及び訓練		-	-	-
		教育に関し必要な事項		-	-	-
	共同自衛 消防組織	協議会の設置及び運営		-	-	-
		統括管理者の選任		-	-	-
		業務を行う範囲		-	-	-
	運営に関し必要な事項		-	-	-	
	防火管理業務の一部委託		-	○	-	
	権現の範囲		-	-	○	
	地震防災 対策強化 地域の 所属する 防火対象物	自衛消防の組織		-	-	-
		情報等の伝達		-	-	-
		避難誘導		-	-	-
		施設及び設備の点検及び整備		-	-	-
		応急対応		-	-	-
		防災訓練		-	-	-
教育及び広報		-	-	-		
防火管理者	消火訓練及び避難訓練の実施回数		○	○	○	
	消火訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報		○	○	○	
共同防火管理 協議事項	全体についての消防計画の作成(変更)		-	-	-	
	統括防火管理者の選任(解任)		-	-	-	
避難上必要な施設及び防火戸の管理		○	○	○		

地域		阿山・伊賀	阿山・伊賀	阿山・伊賀		
名称		阿山保健福祉センター	いがまち複合施設 (旧ふるさと会館いが)	いがまち公民館		
防災物品の表示	カーテン	○	○	○		
	絨毯	○		○		
	合板	-		-		
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届け出		LP50kg×18	-	-		
消防用設備等	消火器・簡易消火用具		○	○	○	
	法第17条の適用	2第1項	屋内消火栓	○	○	-
		3第2項		○	○	-
		2第1項	スプリンクラー	-	-	-
		3第2項		-	-	-
		2第1項	水噴霧消火設備等	-	-	-
		3第2項		-	-	-
		2第1項	屋外消火栓	-	-	-
		3第2項		-	-	-
		2第1項	動力消防ポンプ	-	-	-
		3第2項		-	-	-
		2第1項	自動火災報知	○	○	○
		3第2項		○	○	○
	2第1項	ガス漏れ火災警報	○	-	-	
	3第2項		○	-	-	
	漏電火災警報器		-	-	-	
	法第17条の適用	2第1項	消防機関へ通報する	-	-	-
		3第2項	火災報知設備	-	-	-
	非常警報器具・設備		○	○	-	
	避難器具		-	-	-	
	誘導灯・標識		○	○	○	
	法第17条の適用	2第1項	消防用水	-	-	-
		3第2項		-	-	-
		2第1項	排煙設備	-	○	-
		3第2項		-	○	-
		2第1項	連結散水設備	-	-	-
		3第2項		-	-	-
		2第1項	連結送水管	-	-	-
		3第2項		-	-	-
		2第1項	非常コンセント設備	-	-	-
		3第2項		-	-	-
		2第1項	無線通信補助設備	-	-	-
		3第2項		-	-	-
令第二十九条の四第1項の必要とされる 防火安全性能を有する消防の用に供する設備		-	-	-		
令第三十二条の適用		-	-	-		

地域		阿山・伊賀	阿山・伊賀	阿山・伊賀	
名称		阿山保健 福祉センター	いがまち複合施設 (旧ふるさと 会館いが)	いがまち公民館	
法第十七条第3項の特殊消防設備等		-	-	-	
消防用設備等又は 特殊消防用設備	設置の届け出	○	○	○	
	消防用機関の検査	○	○	○	
火を使用する 設備の位置・ 構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	○	○	
		設備の管理	○	○	
	火を使用する器具等	器具の取扱い	○	○	
	火の使用に 関する制限	喫煙等の制限	○	屋内 禁煙	○
		がんぐ用 煙火の制限	-	-	-
少量危険物の 貯蔵及び取扱い	少量危険物 未満	貯蔵又は取扱数量	第4類第2石油類 250L	○	-
		火気の使用制限	○	○	-
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	○	○	-
		容器	○	○	-
	計器等に関する監視		○	○	-
	タンク本体		○	○	-
	配管		○	○	-
指定可燃物等の 貯蔵及び取扱い	可燃性 液体類等	火気の使用制限	-	-	-
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	-	-	-
		容器	-	-	-
		計器等に関する監視	-	-	-
		タンク本体	-	-	-
		配管	-	-	-
	綿花類等	火気の使用制限	-	-	-
		集積単位	-	-	-
		計器等に関する監視	-	-	-
			-	-	-